

○日出城址周辺景観保全条例施行規則

平成21年2月3日規則第2号

改正

平成26年9月29日規則第35号

日出城址周辺景観保全条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 景観形成（第4条—第6条）
- 第3章 景観重要建築物等（第7条—第9条）
- 第4章 日出城址周辺景観審議会（第10条—第16条）
- 第5章 助成（第17条—第21条）
- 第6章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、日出城址周辺景観保全条例（平成20年日出町条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（区域）

第2条 条例第2条第1号に規定する日出城址景観区域については、別紙図面のとおりとする。

（工作物）

第3条 条例第2条第3号に規定する工作物は、次に掲げるものとする。

- （1）煙突、高架水槽その他これらに類するもの
- （2）鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（第6号に掲げるものを除く。）
- （3）垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- （4）街路灯、照明灯その他これらに類するもの
- （5）記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するもの
- （6）電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
- （7）製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもの
- （8）前各号に掲げるもののほか、町長が指定するもの

第2章 景観形成

(区域景観形成基準)

第4条 条例第5条に規定する景観形成基準は、別表第1に掲げるものとする。

(行為の届出)

第5条 条例第6条第1項及び第3項の規定による届出をしようとする者は、日出城址景観区域行為(変更)届出書(様式第1号)に図面を添え、町長に提出しなければならない。

2 前項の図面の種類及びその図面に明示すべき事項は、条例第6条第1項各号に掲げる行為に応じ、別表第2に掲げるものとする。

3 前項に規定する図面のほか、その他町長が必要と認める図書の添付を求めることができる。

(適用除外)

第6条 条例第6条第2項第1号に規定する行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの。ただし、町道から確認できる位置にあるものは除く。
- (2) 建築物の外観の変更で、変更に係る部分が町道から確認できない位置にあるもの
- (3) 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更で、町道から確認できない位置にあるもの
- (4) 工事を施工するために必要な仮設の新築物又は工作物
- (5) 広告物の表示又は掲出の場合、営利を目的としないものでその期間が30日を超えて継続しないもの
- (6) 土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのり面を生じる切土又は盛土を伴わないもの
- (7) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、次に掲げるもの
 - ア 高さが3メートル以下で、かつ、面積が100平方メートル以下のもの
 - イ 集積又は貯蔵の期間が30日を超えて継続しないもの
- (8) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (9) 条例第6条第1項に定めていない行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が景観の形成に影響を及ぼすことがないと認める行為

第3章 景観重要建築物等

(指定の同意)

第7条 条例第10条第2項に規定する所有者等の同意は、景観重要建築物等指定同意書(様式第2

号)を町長に提出して行うものとする。

(指定の表示)

第8条 町長は、景観重要建築物等を指定したときは、当該景観重要建築物等の敷地内にその旨を表示するものとする。

(現状変更行為の届出)

第9条 条例第11条第1項の規定による届出をしようとする者は、景観重要建築物等現状変更行為届出書(様式第3号)に図面を添え、町長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる図面の種類及びその図面に明示すべき事項は、別表第3に掲げるものとする。

3 前項に規定する図面のほか、その他町長が必要と認める図書の添付を求めることができる。

第4章 日出城址周辺景観審議会

(組織)

第10条 日出城址周辺景観審議会(以下「審議会」という。)の委員は、町長が任命する。

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、審議会の委員のうちから互選する。

3 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第14条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会から附議された事項について調査及び検討する。

3 専門部会の委員は、会長が指名する。

(意見の聴取等)

第15条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、景観に関する事務を所管する課において処理する。

第5章 助成

(助成金の交付基準)

第17条 条例第14条の規定による助成金の交付基準は、別表第4に掲げるものとする。

(助成金の交付申請)

第18条 条例第14条の規定により助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日出城址周辺景観形成助成金交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添え町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書
- (3) 位置図
- (4) 平面図
- (5) 現況写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定は、届け出た内容を変更しようとする場合について準用する。

(助成金交付の決定)

第19条 町長は、前条の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、日出城址周辺景観形成助成金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は助言、指導又は勧告等の条件を付することができる。

(助成金交付決定の取消し)

第20条 町長は、申請者が助成金の交付に関して付された条件に違反したと認められるときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

(助成金交付の請求)

第21条 申請者は、助成金の交付にかかる行為が終了後、速やかに日出城址周辺景観形成助成金交付請求書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添え町長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真

- (2) 支払を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

第6章 雑則

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日規則第35号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

日出城址景観形成基準

事項	基準	
日出城址景観区域における景観形成のための方針	<p>日出城址周辺の景観は、「歴史と文教の地」として発展する日出町にあって、町を象徴する貴重な財産である。</p> <p>このすばらしい景観を維持するため、また、更に風情ある城下町のまちづくりを目指して、町民一人ひとりがこの日出城址景観形成基準を尊重し、遵守しなければならない。</p>	
敷地の緑化に関する景観形成基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 既存樹木等については、適正な維持管理を行う。 2 土地造成に伴う法面は、できる限り周辺の環境に存在する樹種を用い修景緑化を行う。 3 大きな建物の周辺では、緑化できるスペースを確保し、成長の早い樹種を用い早期の緑化に努力する。 4 人工物の壁面については、植栽を行い修景に努める。 	
建築物の敷地内の位置、規模、意匠及び色彩に関する基準	位置	敷地の条件が許す限り、建築物の壁面線は道路から後退させる。
	規模	周辺の景観に配慮し、大規模な建築物はできるだけ建てない。
	意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋根は、和風を基調とする切妻、入母屋又は寄棟の勾配瓦屋根を基本とする。 2 外壁は、自然の風合いをかもし出す天然素材（木質材、石質材、土質材）を可能な限り使用する。 3 建具は、可能な限り木製を用いる。
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋根は、黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 2 外壁は、白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。 3 建具でアルミサッシ等を使用する場合は、黒ないし茶系統の落ち着いた色彩とする。

<p>建築物に付属する設備の規模、意匠及び色彩に関する基準</p>	<p>1 建築の付帯設備は、主たる建築物と一体感を保つデザインとするか又は木材等の質感豊かな材料で覆うなど、周辺の景観に配慮する。</p> <p>2 垣、塀、擁壁については、周辺の景観と調和したものとなるように、木材や石等の自然的な素材を使用する。</p> <p>3 コンクリート塀やブロック塀は、できるだけ設置しない。</p> <p>4 やむを得ない事情でコンクリート塀やブロック塀を設置した場合、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をする。</p>	
<p>外広告物の位置、規模、意匠及び色彩に関する基準</p>	<p>1 建築物等の壁面や屋上には、屋外広告物を設置しない。（ただし商業等営業用の建物は除く。）</p> <p>2 屋外広告物の設置は、周辺の景観を阻害しない場所に設置する。</p> <p>3 屋外広告物は、自然の雰囲気をかもし出す木質系素材を中心素材とするが、予算や耐候性の関係から鉄やアルミ等の人工的素材の使用も可能。ただし、人工的素材は、茶色系のみで製作する。</p>	
<p>土地の区画形質の変更に関する基準</p>	<p>土地の形状は、できる限り現況の地形特性に合わせて、必要最小限の更に止める。</p>	
<p>自動販売機に係る基準</p>	<p>位置</p>	<p>道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないよう努めるものとする。</p>
	<p>意匠</p>	<p>企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。</p>
	<p>色彩</p>	<p>基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、周囲の景観から突出しないものとする。</p>
	<p>その他設置の方法</p>	<p>1 複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとする。</p> <p>2 機能上支障ない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</p>
<p>その他</p>	<p>町長が、周辺の景観を阻害すると認めたものについては、その都度協議指導する。</p>	

別表第2（第5条関係）

行為の種類	図面の種類	明示すべき事項
建築物の新築、増築、改築、移転若しくは概観の変更	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線及び建築物の位置
	平面図	各階の間取り及び用途
	立面図	二面以上の仕上げ方法及び色彩（着色）
	完成予想図	建築物及びその周辺状況（着色）
工作物の新築、増築、改築、移転若しくは概観の変更	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線及び工作物の位置
	平面図	主要部分の材料の種別
	立面図	二面以上の仕上げ方法及び色彩（着色）
	完成予想図	工作物及びその周辺状況（着色）
木竹の伐採・植栽	位置図	方位及び行為地
	平面図	木竹の位置及び伐採又は植栽の区域
広告物等の表示、設置、増設、改造、移設又は色彩若しくは表示方法の変更	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線及び広告物の位置
	意匠図	仕上げ方法及び色彩（着色）
	完成予想図	広告物及びその周辺状況（着色）
土地の形質の変更	位置図	方位及び行為地
	平面図	行為の境界線、断面の位置及び切土、盛土等の表示
	断面図	行為前後の土地の状況を対比できる縦横段面
屋外における物品の集積又は貯蔵	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線、物品の集積又は貯蔵の位置及び遮へい措置（遮へい物の種類、構造、位置及び高さ（垣及びさくについては色彩、樹木については樹種））

別表第3（第9条関係）

行為の種類	図面の種類	明示すべき事項
景観重要建築物等の増築、移 転、除去、修繕、模様替え又は 外観の変更	位置図	方位及び行為地
	配置図	敷地の境界線及び建築物の位置
	平面図	変更の前後
	立面図	変更の前後
	完成予想図	建築物及びその周辺状況（着色）
景観重要建築物等の敷地にお ける竹木の伐採又は植栽	位置図	方位及び行為地
	平面図	木竹の位置及び伐採又は植栽の区域

別表第4（第17条関係）

対象行為	助成率	限度額
建築物等の新築、増築、改築移転の工事のうち外観に係わる工事	1 / 2	200万円
大規模模様替又は過半にわたる色彩の変更工事のうち外観に係わる工事	1 / 2	100万円
門及び塀又は工作物の新設、増築、改築の工事	1 / 2	100万円
建築工事に際しての公開空地（公共に3m以上面した10㎡以上の敷地）の緑化、ストリートファニチャー等の整備工事	1 / 2	50万円
日出城址周辺景観に調和しない建築物等の撤去に係わる工事	1 / 2	50万円
日出城址周辺景観保全上、特に配慮を要する建築物等の緊急な整備を要する工事	1 / 2 以上	
<p>備考 1 上記の対象行為は、町道から確認できる部分を含む工事とする。</p> <p>2 各助成金の額は、上記交付基準限度額の範囲内とするが、町長が特に必要があると認める場合は、限度額を超えてその額を定めることができる。</p> <p>3 日出城址周辺景観保全上、特に配慮を要する建築物等の日出城址周辺景観保全に寄与するために行われる整備その他に要する経費について、町長が特に必要があると認める場合は、交付基準にかかわらず、その一部を交付することができる。</p> <p>4 上記交付基準限度額は、建物については15年以内、その他の工作物については10年以内に重複して助成金を交付する場合の限度額とする。</p> <p>5 ストリートファニチャーとは、道路上に置かれている備品の総称をいい、街灯、案内、彫刻、噴水、ベンチ、電話ボックス、バス停など歩行者に快適さを提供するための設備をいう。</p>		